

後期高齢者医療制度①

(令和6・7年度保険料について)

1 7月中旬に「保険料額決定通知書」を郵送します。

※ 年度途中で加入した方は加入後から約2カ月後に郵送します。

■計算方法

保険料は、「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。

保険料額(年額) (賦課限度額80万円)※1	=	均等割額 53,438円	+	所得割額 (所得金額-基礎控除額)×11.13%※2
---------------------------	---	-----------------	---	-------------------------------

※1 令和6年度については、令和6年度に新たに75歳になり加入する方を除き、賦課限度額は73万円となります。

※2 令和6年度は、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の所得割率が10.40%となります。

2 納付方法

特別徴収(年金から天引き)

年間保険料を6期に分けて納付

4月	6月	8月	10月	12月	令和7年2月
仮算定された額を天引き(仮徴収)			年間保険料から仮徴収での納付分を差し引いて天引き		

普通徴収(口座振替や納付書による納付)

年間保険料を8期に分けて納付

口座振替で納付するには手続きが必要です。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	令和7年2月
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

保険料の算定方法などは下記コールセンターに問い合わせてください。

後期高齢者医療コールセンター

あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570(011)558(通話料がかかります)

■開設期間 令和7年3月31日まで[土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く]

※ (7月13日(土)～8月31日(土))は土曜日、日曜日、祝日も開設します。

■時間 午前8時45分～午後5時15分

※ 納付方法など納付に関する相談は、住民福祉課医療年金係まで。

■注意 還付金の案内や口座を指定して振り込みをさせることは一切ありません。不審な電話にご注意ください。



■問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 ☎(48)1111(内1118)



マイナンバー

「マイナンバーカード」を
健康保険証としてお使いください。

※ マイナ受付のポスターやステッカーが貼ってある医療機関で利用可能です。

詳しく知りたい方は

下記へ問い合わせて
ください。

☎0120-95-0178

